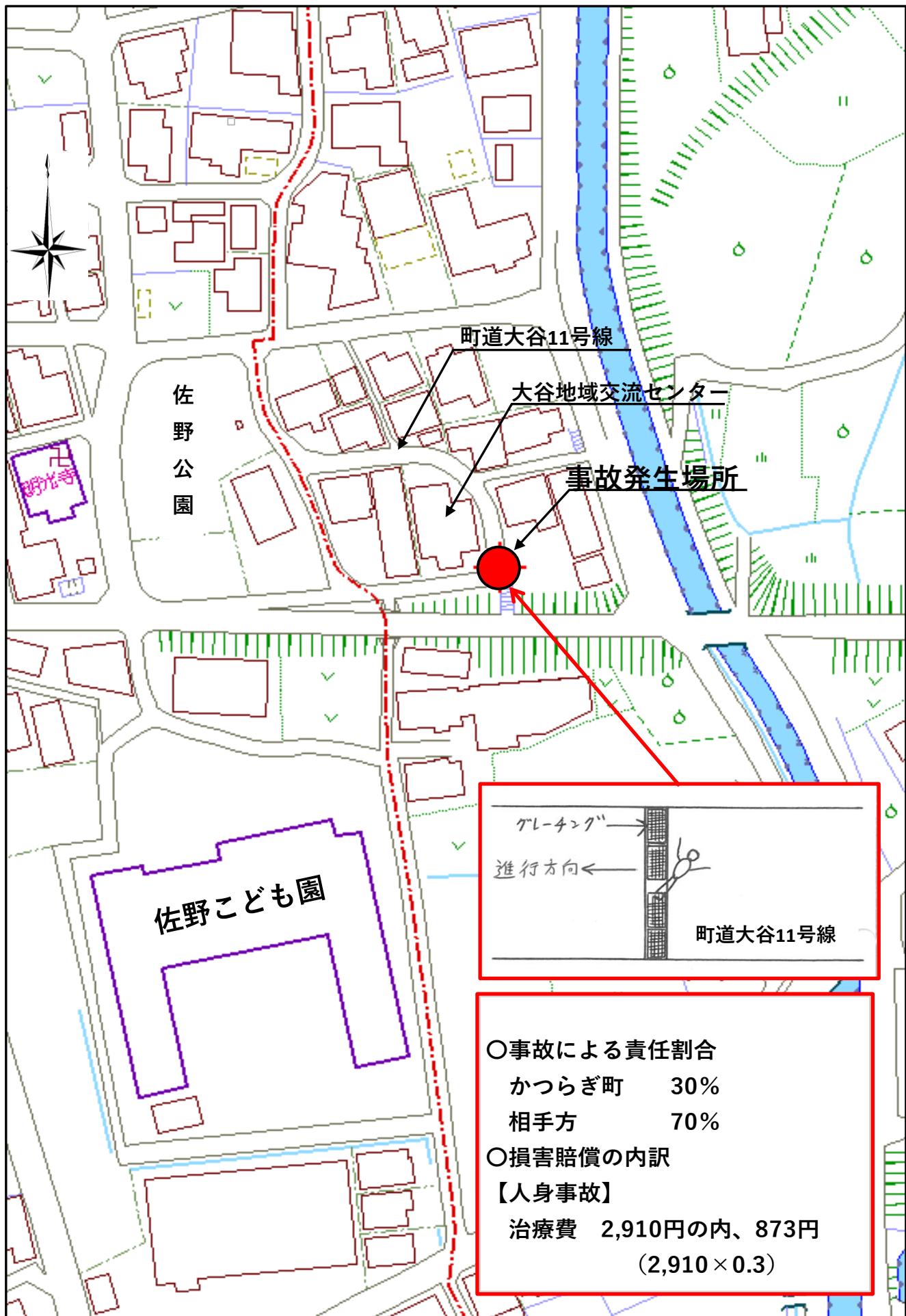


(令和7年第1回定例会 12月会議)

## 参考資料（議案関係）





(令和7年第1回定例会12月会議)

【報告第10号 参考資料】

## 現況写真



# 議案参考資料

(令和7年第1回定例会12月会議)

担当課（室）係

総務課 人事行政係

## 1. 議案名

議案第132号 かつらぎ町固定資産評価審査委員会委員の選任について

## 2. 背景・経過

令和4年12月22日に選任された中谷政紀委員が、令和7年12月21日任期満了となります。

## 3. 趣旨・目的

地方税法第423条第1項の規定による固定資産評価審査委員会の委員のうち、中谷政紀委員の任期が本年12月21日に満了するので、同委員を再任するため、同法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

任期：令和7年12月22日～令和10年12月21日（3年間）

## 4. 概要

### ①設置目的

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため、固定資産評価審査委員会を設置する。

### ②定数

委員の定数は、3人

### ③委員となりうる者の資格要件

委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者

### ④委員となることができない者

- ・破産者で復権を得ない者
- ・固定資産評価審査委員会の委員の職務に関して罪を犯し刑に処せられた者
- ・拘禁刑以上の刑に処せられた者であってその執行を終わってから、又は執行を受けることがなくなつてから、二年を経過しない者
- ・国家公務員又は地方公共団体の職員で、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

(令和7年第1回定例会 12月会議)

【議案第132号 参考資料】

### かつらぎ町固定資産評価審査委員会委員候補者略歴

氏名 中谷政紀

生年月日 個人情報保護のため以下空白となります。

住所

職業

略歴

# 議案参考資料

担当課（室）係

（令和7年第1回定例会12月会議）

こども未来課 子育て支援係

## 1. 議案名

議案第133号 かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

## 2. 背景・経過

令和7年9月に児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部が改正され、児童相談所等において、母子保健法に基づく乳幼児の健康診査の内容が、保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができるようになりました。

## 3. 趣旨・目的

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が見直されたため、所要の改正を行おうとするものです。

## 4. 概要

利用乳幼児に対する健康診断の全部又は一部を行わないことができる場合を追加する改正です。従来は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合のみだったところ、新たに、母子保健法に基づく乳幼児健診が行われた場合を追加するものです。

（施行期日：公布の日）

かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
○かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年かつらぎ町条例第36号)	○かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年かつらぎ町条例第36号)
(省) 略)	(省) 略)

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第17条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健診(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健診等)と同表において同じ。)以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、当該健康診断等がそれ同表の右欄に掲げる健診の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健診の全部又は一部を行わないと認められるときは、同欄に掲げる健診の全部又は一部を行なうことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それ同表の左欄に掲げる健診等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳幼児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始

改 正 後		改 正 前	
	<u>始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>		
3 (略)		3 (略)	(省 略)

# 議案参考資料

(令和7年第1回定例会12月会議)

担当課(室)係

こども未来課 子育て支援係

## 1. 議案名

議案第134号 かつらぎ町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

## 2. 背景・経過

令和7年度に乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)が創設され、令和8年度からは全自治体で実施されることとなりました。

## 3. 趣旨・目的

令和8年度から本事業を実施するにあたり、児童福祉法に基づき乳児等通園支援事業を実施する事業所の設備や衛生管理等の運営基準を定めるため、新たに条例制定を行うとするものです。

## 4. 概要

事業の実施に向け、本町が国が定める基準を基に条例を制定するものです。0歳6ヶ月から3歳未満のこどもを持つ家庭を対象に、就労要件を問わず時間単位で柔軟な保育を提供する新制度に対応するため、保育施設の安全確保や適切な運営基準を定めたものです。

- ①第1章 総則(第1条から第19条)
- ②第2章 乳児等通園支援事業
  - ・第1節 通則(第20条)
  - ・第2節 一般型乳児等通園支援事業(第21条から第25条)
  - ・第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業(第26条・第27条)
- ③第3章 雜則(第28条)

(施行期日:令和8年4月1日)

# 議案参考資料

(令和7年第1回定例会12月会議)

担当課(室)係

こども未来課 子育て支援係

## 1. 議案名

議案第135号 かつらぎ町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について

## 2. 背景・経過

令和7年度に乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)が創設され、令和8年度からは全自治体で実施されることとなりました。

## 3. 趣旨・目的

令和8年度から本事業を実施するにあたり、子ども・子育て支援法に基づき乳児等通園支援事業を実施する事業所の運営基準を定めるため、新たに条例制定を行おうとするものです。

## 4. 概要

事業の実施に向け、本町が国が定める基準を基に条例を制定するものです。0歳6カ月から3歳未満のこどもを持つ家庭を対象に、就労要件を問わず時間単位で柔軟な保育を提供する新制度に対応するため、事業の適切な運営基準を定めたものです。

- ①第1章 総則(第1条・第2条)
- ②第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準
  - ・第1節 利用定員に関する基準(第3条)
  - ・第2節 運営に関する基準(第4条から第32条)
- ③第3章 雜則(第33条)

(施行期日:令和8年4月1日)

# 議案参考資料

(令和7年第1回定例会12月会議)

担当課(室)係

健康保険課 保険年金係

## 1. 議案名

議案第136号 かつらぎ町国民健康保険診療所設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について

## 2. 背景・経過

へき地での国民健康保険の被保険者に対し療養の給付を行うため、保険事業として天野地区に診療所が設置されました。近年は、天野地区における交通利便性も向上し、診療所の利用者も減少してきている状況です。

## 3. 趣旨・目的

天野診療所を廃止するため、条例を廃止しようとするものです。

## 4. 概要

かつらぎ町国民健康保険診療所を廃止します。

(附則関係)

【かつらぎ町国民健康保険条例第10条関係】

診療所事業についての規定を削除します。

【かつらぎ町課室設置条例第2条関係】

健康保険課の分掌事務から「診療所に関すること」を削除します。

(施行日: 令和8年4月1日)

かつらぎ町国民健康保険条例 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
○かつらぎ町国民健康保険条例（昭和34年かつらぎ町条例第2号）	○かつらぎ町国民健康保険条例（昭和34年かつらぎ町条例第2号）
（省 略） (保健事業)	（省 略） (保健事業)
第10条 この町は、法第72条の5に規定する特定健康診査を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。 (1)～(3) (略) (4) その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業	第10条 この町は、法第72条の5に規定する特定健康診査を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。 (1)～(3) (略) (4) その他被保険者の健康の保持増進、療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業
（省 略）	2 この町は、被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために次に掲げる事業を行う。 (1) 診療所(病院)の設置 (2) その他被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業

かつらぎ町課室設置条例 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
○かつらぎ町課室設置条例（昭和37年かつらぎ町条例第3号）  (省) 略)	○かつらぎ町課室設置条例（昭和37年かつらぎ町条例第3号）  (省) 略)

第2条 各課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。

企画公室	企画公室
(1)～(6)	(1)～(6)
総務課	総務課
(1)～(12)	(1)～(12)
管財課	管財課
(1)～(4)	(1)～(4)
危機管理課	危機管理課
(1)～(5)	(1)～(5)
税務課	税務課
(1)～(3)	(1)～(3)
会計課	会計課
(1)・(2)	(1)・(2)
福祉介護課	福祉介護課
(1)～(5)	(1)～(5)
住民環境課	住民環境課

改 正 後	改 正 前
<p>(1)～(6) (略)</p> <p>健康保険課</p> <p>(1) 公衆衛生等に関すること。</p> <p>(2) 国民健康保険に関すること。</p> <p>(3) 後期高齢者医療制度に関すること。</p> <p>(4) 福祉医療に関すること。</p> <p>(5) 運動(スポーツ)を核とした健康づくりに関すること。</p> <p>(6) 国民年金に関すること。</p> <p>(7) その他健康推進に関すること。</p>	<p>(1)～(6) (略)</p> <p>健康保険課</p> <p>(1) 公衆衛生等に関すること。</p> <p>(2) 国民健康保険に関すること。</p> <p>(3) <u>診療所に関すること。</u></p> <p>(4) 後期高齢者医療制度に関すること。</p> <p>(5) 福祉医療に関すること。</p> <p>(6) 運動(スポーツ)を核とした健康づくりに関すること。</p> <p>(7) 国民年金に関すること。</p> <p>(8) その他健康推進に関すること。</p>

# 議案参考資料

(令和7年第1回定例会12月会議)

担当課(室)係

福祉介護課 社会福祉係

## 1. 議案名

議案第137号 かつらぎ町介護予防・地域支え合い事業手数料の徴収に関する条例を廃止する条例制定について

## 2. 背景・経過

平成12年度から介護保険制度が開始されましたが、当時の制度では介護認定を受けていない方に対する訪問介護及び通所介護サービス事業は制度化されていませんでした。

その状況を補完するため、要介護状態への進行防止及び介護予防を目的として、国の補助事業である「軽度生活援助事業」及び「生きがい活動支援通所事業」の実施を開始しました。

その後、国の補助は無くなりましたが、それぞれの事業の必要性から町単独事業として継続してきました。

しかしながら、当該事業の利用者については、介護保険制度の予防対策事業が拡充されてきたことに伴い、「介護予防・日常生活支援総合事業」への移行が進み、現在は、ほぼ利用されていない状況です。

### 【各事業の利用状況】

- ・「軽度生活援助事業」…………… 令和7年度（1名）
- ・「生きがい活動支援通所事業」…………… 平成23年度より利用者無し

## 3. 趣旨・目的

軽度生活援助事業及び生きがい活動支援通所事業を廃止することに伴い、当該事業の手数料徴収に関する条例を廃止するものです。

## 4. 概要

かつらぎ町介護予防・地域支え合い事業手数料の徴収に関する条例を廃止します。

(施行期日：令和8年4月1日)

# 議案参考資料

(令和7年第1回定例会12月会議)

担当課(室)係

まちづくり推進課 商工振興係

## 1. 議案名

議案第138号 かつらぎ町企業立地促進助成金条例制定について

## 2. 背景・経過

本町は近年、『住み続けたいまち』として高い評価をいただいており、また、子育て世代の転入が増加するという好機を迎えております。この好機を本町の持続的な発展に繋げ、若者世代が将来にわたり定住できる魅力あるまちを築くためには、産業の振興による安定した雇用機会の創出が不可欠です。あわせて、全ての町民が安心して快適に暮らせる生活環境の維持・向上も喫緊の課題となっております。

## 3. 趣旨・目的

町内への企業立地を促進し、もって本町における産業の振興を図るとともに、町民の安定的な雇用機会を創出し、福祉の向上に資するため、町内に事業所を新設又は増設する事業者に対し、助成金を交付することに關し必要な事項を定めるため制定するものです。

## 4. 概要

かつらぎ町企業立地促進助成金条例の制定

### 1. 助成金の種類

- (1) 固定資産投資促進助成金
- (2) 雇用促進助成金
- (3) 買い物利便性向上促進事業支援助成金

### 2. 対象事業者

製造業、物流関連産業、観光関連産業（宿泊、温浴、飲食、物販）、小売業など、町の産業振興と雇用創出に寄与すると認められる事業者。

### 3. 主な要件

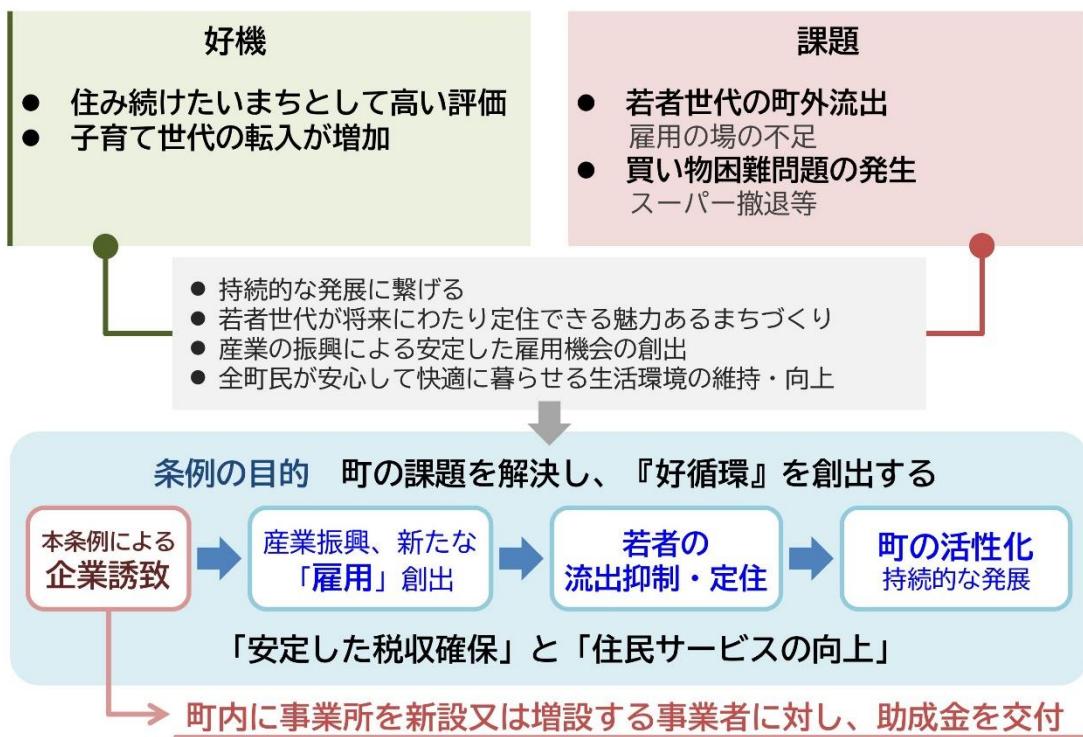
投下固定資産額及び新規正規雇用者数の充足、ならびに進出協定の締結。

(施行日：公布の日)

## かつらぎ町企業立地促進助成金条例（案）

### 概要説明資料

#### 1 策定の背景と目的



#### 2 対象事業者と助成要件

対象事業者	主な助成要件
■ 製造業・物流・観光関連等 町の産業振興に寄与する事業	投下固定資産額 新規正規雇用者
■ 小売業 買い物利便性向上促進地域に、小売店舗を新規に開設し、そこで主として食料品または日用生活用品を取り扱うこと	■ 中小企業者 3,000万円以下 5人以上 ■ 大企業者 1億円以上 10人以上 ■ 大規模特例者 10億円以上 30人以上
〔第2条関係〕	+
● 中小企業・大企業 中小企業基本法の定義に基づく。 (例: 製造業の場合、資本金3億円以下 または 従業員300人以下の事業者が「中小企業」となり、それを超える事業者が「大企業」となります。)	● 投下固定資産額 企業の立地(新設・増設)のために、事業者が「取得した」土地、家屋、償却資産(機械・設備など)の取得価額の合計額をいいます。 ● 新規正規雇用者 新設または増設された事業所において、正社員(期間の定めのない労働契約)として新たに雇用され、その事業所で常時(継続的に)勤務している、かつらぎ町の住民であることを指します。

### 3 助成金の種類

#### 1 固定資産投資促進助成金

[第8条関係]

- 投下固定資産額と新規正規雇用者数の要件
- 例：中小企業 3,000万円以上/5人以上を満たした場合、**固定資産税相当額を交付 (100%・5年間)**
- 限度額1～10億円

#### 2 雇用促進助成金

[第9条関係]

- 新規正規雇用者（町民）
- 1人あたり 30万円
- 3年間交付/上限3,000万円
- 1年目は年度末の総数、2年目・3年目は前年度からの「純増数」が対象

#### 3 買い物利便性向上支援

[第10条関係]

- ①②に加えて、指定地域での小売店開設に別途助成
- 店舗の「**改装費** 1/4以内上限1,000万円
- 「**家賃** 1/2以内月額上限10万円を2年間

### 4 助成金交付までの流れ（モデルケース）

令和8年4月（事前相談）

#### 【事業者】

事業計画について、町（まちづくり推進課）へ事前相談

令和8年5月（申請）

#### 【事業者】

「企業立地計画書」等を町長に提出  
—必要書類例—  
登記事項証明書、定款、決算報告書、投下固定資産額の積算根拠、雇用計画書 等

令和8年5月（審査）

#### 【町】

提出された計画書を審査  
—審査基準例—  
事業計画の実現性、継続性、安定性、雇用計画の確実性、地域貢献度、周辺環境への配慮 等

令和8年7月（指定）

#### 【町】

事業者指定を行う

令和8年7月（協定）

#### 【事業者・町】

「進出協定」を締結

令和8年8月～令和10年3月（建設～操業準備）

#### 【事業者】

事業所の建設・整備、雇用の準備

令和10年4月（操業開始）

#### 【事業者】

町へ操業開始の届出

令和11年3月会議（当初予算議決）

#### 【町・議会】

固定資産税額、雇用者数に基づき、交付すべき助成金額を「令和11年度当初予算」に歳出予算として計上し、議会に上程→議会での審議・議決

令和11年5月頃（最初の交付申請）

#### 【事業者】

令和11年度の固定資産税を納付した後、**固定資産投資促進助成金交付申請**及び**雇用促進助成金交付申請**を町に提出

令和11年6月（交付決定）

→ 令和11年7月（助成金交付）

#### 【町】

事業者からの申請書（実績）を審査し、助成金額を確定、**交付決定**を行う

#### 【事業者・町】

事業者へ最初の**助成金**（固定資産1年目分、雇用1年目分）を交付

# 議案参考資料

担当課（室）係

総務課 総務係

## 1. 議案名

議案第139号 公の施設の指定管理者の指定について

## 2. 背景・経過

天野地域交流センター2階簡易宿泊施設について、指定管理期間が令和8年3月31日に期間満了を迎えるため、令和8年4月1日以降の指定管理者を指定する必要があります。

## 3. 趣旨・目的

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定にかかる議決を求めるものです。

## 4. 概要

### 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

天野地域交流センター（ゆずり葉）の一部（2階 簡易宿泊施設）

### 2 指定管理者となる団体の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字上天野446番地

天野自治区

### 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(令和7年第1回定例会12月会議)

【議案第139号 参考資料】

1. 指定管理者候補者概要

団体	所在地 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字上天野446番地 名称 天野自治区
設立年月日	平成13年4月1日
団体の目的 及び事業	<p>この団体は平成13年に地方自治法による認可地縁団体として法人化しており、天野自治区の住民を対象とした自治活動団体です。この法人は住民で構成されているため、安定した自治活動を行っている。</p> <p>この法人は、特定非営利活動促進法（以下「法」という）第2条別表第19号に掲げる「前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」を行い、次の事業を行う。</p> <p>1 特定非営利活動に係る事業</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡</li><li>(2) 美化、清掃等区域内の環境の整備保全</li><li>(3) 集会施設の維持管理</li><li>(4) 租税等の収納納付</li><li>(5) 後継者の育成</li><li>(6) 地域社会の安全保持その他共同活動</li><li>(7) その他共同活動</li></ul>
役員	区長1名、副区長1名、評議員12名、監事2名、会計1名、総務係1名

2. 施設の概要

名 称 天野地域交流センター（ゆずり葉）の一部（2階 簡易宿泊施設）  
位 置 かつらぎ町大字下天野924番地の4  
敷地面積 6730.58m<sup>2</sup>  
建物面積 558.87m<sup>2</sup>（2階部分）  
構 造 鉄筋コンクリート造  
内 容 簡易宿泊施設

### 3. 公募・非公募・更新の別

#### 更新

##### (更新理由)

天野地域交流センターは、平成25年3月末をもって廃校となった、旧天野小学校の跡地利用基本構想に基づいて設置されました。天野小学校は、単なる学校教育施設としてのみならず、地域の灯台として、地域活性化や文化創造の中心として大きな役割を担ってきました。

天野地域交流センターは簡易宿泊機能を持った施設として、都市住民等が、農業実習及び農山村生活体験等を通じ、地域住民との交流を促進し、定住及び担い手の育成・確保など、賑わいと活力ある豊かなまちづくりを図ることを目的としている。

現行の指定管理者は、設立当初から地元団体として地域行事や観光振興活動を担いながら、施設2階部分の簡易宿泊施設の管理運営を安定的に行っており、宿泊機能を有する施設の特性上、利用者対応、安全管理、衛生維持等に対し、これらを的確に実施し、利用者からも概ね良好な評価を得ている。

また、地域団体や関係機関との連携のもと、施設を拠点とした地域活性化事業や観光誘致にも積極的に取り組んでおり、施設設置の目的にも沿った運営がなされている。

これらの実績と継続性を踏まえ、運営体制の安定確保と地域活動の一体的推進の観点から、引き続き現指定管理者を継続指定（更新）することが適当であると判断する。

### 4. 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 5. 指定管理者に行わせる業務

- (1) 指定管理施設の運営に関する業務
- (2) 利用料金の徴収に関する業務
- (3) 利用料金の減額又は免除に関する業務
- (4) 施設の備品に関する業務

### 6. 募集及び選定までの経緯

#### (1) 選定の経過

令和7年 3月28日 政策推進会議（経営会議）

（公募・非公募・更新について）

令和7年11月 6日 第1回かつらぎ町指定管理者選定委員会

（指定管理者候補者の選定について）

## 7. 選定方法

指定管理候補者の選定にあたっては、指定管理者選定委員会を開催し、施設所管課が作成した指定管理者更新制度導入検討シート、運営状況を説明する資料等、所管課のプレゼンテーション及びヒアリング等により審議し、現指定管理者団体についての意見に基づく評価により選定した。

## 8. 選定委員会委員

氏名	役職等
岸上 光克	和歌山大学経済学部 教授
窪田 千世	特定社会保険労務士
新堀 正堯	かつらぎ町商工会 経営指導員
山本 圭位子	税理士・公認会計士
龍見 宗永	和島興産株式会社 紀伊高原事業部長
藤上 勝海	かつらぎ町 参事（総務・厚生担当）

## 9. 審査結果

当該施設の現指定管理者である天野自治区について、引き続き当該団体を指定管理者候補者とすることが適当である。

選定基準	可	否
更新の可否	6名	0名

## 10. 候補者の決定

指定管理者の選定方法に基づき、更新の可否を選定。

更新可の人数が過半数であったため指定管理候補者として決定した。

# 議案参考資料

担当課（室）係

（令和7年第1回定例会12月会議）

まちづくり推進課 広報観光係

## 1. 議案名

議案第140号 公の施設の指定管理者の指定について

## 2. 背景・経過

地域食材供給施設は紀の川流域下水道伊都処理場の地域振興対策として平成12年3月に設置し、以来、地元団体への業務委託により安定した運営実績を重ねております。この長年の実績を踏まえ、さらなる地域ニーズへの柔軟な対応、利用者サービスの向上、および地域振興への寄与を一層強化するため、令和8年4月1日から新たに指定管理者による施設管理を行えるよう指定管理者の指定を行うものです。

## 3. 趣旨・目的

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定にかかる議決を求めるものです。

## 4. 概要

### 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

地域食材供給施設（道の駅紀の川万葉の里）

### 2 指定管理者となる団体の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字背ノ山111番地の5

一般社団法人 道の駅紀の川万葉の里

### 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(令和7年第1回定例会12月会議)

【議案第140号 参考資料】

1. 指定管理者候補者概要

団体	所在地 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字背ノ山111 番地の5 名称 一般社団法人 道の駅紀の川万葉の里
設立年月日	平成14年6月17日
団体の目的 及び事業	本法人は、「道の駅」が果たすべき役割の遂行と、諸施設および周辺環境の良好な維持管理に努めることを目的とします。 具体的には、施設の持つ機能の活用を追求し、通行者の利便と交通の安全を確保するとともに、かつらぎ町地域食材供給施設の設備機能を最大限に活用することで、地域産業経済の活性化に資し、事業利益の一部を地域社会に還元します。 この目的を達成するため、農産物等特産品の展示・委託販売事業、喫茶・飲食店の経営事業、清掃業務の委託事業、情報の提供サービス事業、およびイベントの開催企画事業を実施します。
役員	代表理事理事長1名 代表理事1名 理事1名 監事2名 顧問1名

2. 施設の概要

名称 地域食材供給施設（道の駅紀の川万葉の里）  
位置 かつらぎ町大字窪487番地の2  
敷地面積 4,386.91m<sup>2</sup>  
建物面積 349.83m<sup>2</sup> (延床面積: 405.17m<sup>2</sup>)  
208.97m<sup>2</sup> (延床面積: 188.75m<sup>2</sup>)  
構造 物産販売施設 鉄骨造2階建  
飲食提供施設 鉄骨造平屋建  
内容 物産販売施設、飲食提供施設、附帯施設

3. 公募・非公募・更新の別

非公募

(非公募理由)

当該施設は、紀の川流域下水道伊都処理場の地域振興対策として平成12年3月に設置されました。設置当初より、運営管理は地元団体（現：一般社団法人道の

駅紀の川万葉の里）に委託しています。これまでの運営においては、地域特性を踏まえた柔軟な対応や地元関係団体との協力体制のもと、安定的な管理運営が行われ、施設設置の目的にも十分沿った成果を上げています。

このため、施設運営の継続性および地域振興への寄与を考慮し、これまで運営を担ってきた当該地元団体を指定管理者として非公募により選定します。

#### 4. 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

#### 5. 指定管理者に行わせる業務

- (1) 地域振興施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 地域振興施設の利用の許可及び利用料金の徴収に関する業務
- (3) 地域振興施設の利用料金の減免及び返還に関する業務
- (4) 観光情報及び地域情報の提供に関する業務
- (5) 農林水産物等の特産品の販売並びに飲食物の販売に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

#### 6. 募集及び選定までの経緯

##### (1) 募集の経過

令和7年10月 1日 仕様書の配布  
令和7年10月31日 応募締切 申請書提出団体 1社

##### (2) 選定の経過

令和7年 3月28日 政策推進会議（経営会議）  
（公募・非公募・更新について）  
令和7年 9月22日 第1回かつらぎ町指定管理者選定委員会  
（仕様書について）  
令和7年11月 6日 第2回かつらぎ町指定管理者選定委員会  
（指定管理者候補者の選定について）

#### 7. 選定方法

指定管理者候補者の選定にあたっては、指定管理者選定委員会を開催し、申請者から提出された事業計画書、収支計画書、申請団体の状況を説明する資料等、申請団体のプレゼンテーション及びヒアリング等により審議し、申請団体についての意見並びに選定基準に基づく評価により選定した。

## 8. 選定委員会委員

氏名	役職等
岸上 光克	和歌山大学経済学部 教授
窪田 千世	特定社会保険労務士
新堀 正堯	かつらぎ町商工会 経営指導員
山本 圭位子	税理士・公認会計士
森本 健次	株式会社南山城 代表取締役
稻本 光重	かつらぎ町 参事（建設・産業担当）

## 9. 採点結果

指定管理者選定委員会 委員 6名

選定基準	配点	平均点
1. 安定した施設管理とともに、目的達成に必要な物的及び人的能力を有しているか。	20点	14.3点
2. 施設効果を最大限に発揮させられるか。	20点	14.0点
3. 地域の特性を理解しているか。	20点	18.0点
4. 施設の効率的な運用を図られているか。	30点	18.0点
5. 施設運営の平等利用を確保されているか。	10点	7.3点
合計	100点	71.6点

※項目ごとの平均点は、各項目単位で委員の採点結果を平均し、端数処理（切り捨て）を行っているのに対し、合計の平均点は、委員単位で全項目の点数を集計した後に平均点を算出しているため、数値に差異が生じことがあります。

## 10. 候補者の決定

指定管理者選定基準に基づき、100点満点の採点方式により選定。

各項目について評価を行ったところ、選定基準点（平均点60点）以上の評価を獲得したため指定管理者候補者として決定した。

# 議案参考資料

担当課（室）係

（令和7年第1回定例会12月会議）

まちづくり推進課 広報観光係

## 1. 議案名

議案第141号 公の施設の指定管理者の指定について

## 2. 背景・経過

国道480号沿地域振興交流施設について、指定管理期間が令和8年3月31日に期間満了を迎えるため、令和8年4月1日以降の指定管理者を指定する必要があります。

## 3. 趣旨・目的

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定にかかる議決を求めるものです。

## 4. 概要

### 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

国道480号沿地域振興交流施設（道の駅くしがきの里）

### 2 指定管理者となる団体の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字教良寺373番地

紀農人株式会社

### 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(令和7年第1回定例会12月会議)

【議案第141号 参考資料】

1. 指定管理者候補者概要

団体	所在地 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字教良寺373番地 名称 紀農人株式会社
設立年月日	令和2年12月10日
団体の目的 及び事業	かつらぎ町内の若手農業者が中心となり令和2年12月に設立された当団体は、かつらぎ町の魅力発信と農家・畜産家の付加価値向上を図り、かつらぎ町を次世代につなぐことを目的としています。この目的を果たすため、令和3年4月からはかつらぎ町の「国道480号沿地域振興交流施設（道の駅くしがきの里）」の指定管理者として施設運営を開始し、道の駅くしがきの里において、地域特産物の販売、飲食・加工、観光・交流促進、オンライン販売、ふるさと納税、情報発信、および施設管理運営業務といった多岐にわたる事業に取り組んでいます。
役員	代表取締役1名 取締役2名

2. 施設の概要

名称 国道480号沿地域振興交流施設（道の駅くしがきの里）

位置 かつらぎ町大字滝53番地の1

敷地面積 11,030.79m<sup>2</sup> (8,909.79m<sup>2</sup> + 2,121.00m<sup>2</sup>)

建物面積 1,230.62m<sup>2</sup> (延床面積: 995.74m<sup>2</sup>)

構造 木造平屋建

内容 物産販売施設、飲食提供施設、駐車場

3. 公募・非公募・更新の別

公募

4. 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

5. 指定管理者に行わせる業務

- (1) 地域振興施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 地域振興施設の利用の許可及び利用料金の徴収に関する業務
- (3) 地域振興施設の利用料金の減額又は免除に関する業務

- (4) 観光情報及び地域情報の発信に関する業務
- (5) 農林水産物等の特産品の販売並びに飲食物の販売に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

## 6. 募集及び選定までの経緯

### (1) 募集の経過

令和7年10月 1日 公募開始  
令和7年10月15日～10月22日 説明対応期間 参加団体 1社  
令和7年10月31日 公募締切 申請書提出団体 1社

### (2) 選定の経過

令和7年 3月28日 政策推進会議（経営会議）  
(公募・非公募・更新について)  
令和7年 9月22日 第1回かつらぎ町指定管理者選定委員会  
(募集要項、仕様書について)  
令和7年11月 6日 第2回かつらぎ町指定管理者選定委員会  
(指定管理者候補者の選定について)

## 7. 選定方法

指定管理者候補者の選定にあたっては、指定管理者選定委員会を開催し、申請者から提出された事業計画書、収支計画書、申請団体の状況を説明する資料等、申請団体のプレゼンテーション及びヒアリング等により審議し、申請団体についての意見並びに選定基準に基づく評価により選定した。

## 8. 選定委員会委員

氏名	役職等
岸上 光克	和歌山大学経済学部 教授
窪田 千世	特定社会保険労務士
新堀 正堯	かつらぎ町商工会 経営指導員
山本 圭位子	税理士・公認会計士
森本 健次	株式会社南山城 代表取締役
稻本 光重	かつらぎ町 参事（建設・産業担当）

## 9. 採点結果

指定管理者選定委員会 委員 6 名

選定基準	配点	平均点
1. 安定した施設管理とともに、目的達成に必要な物的及び人的能力を有しているか。	20 点	15.3 点
2. 施設効果を最大限に發揮させられるか。	30 点	25.0 点
3. 地域の特性を理解しているか。	10 点	8.6 点
4. 施設の効率的な運用を図られているか。	30 点	25.0 点
5. 施設運営の平等利用を確保されているか。	10 点	7.6 点
合計	100 点	81.6 点

※項目ごとの平均点は、各項目単位で委員の採点結果を平均し、端数処理（切り捨て）を行っているのに対し、合計の平均点は、委員単位で全項目の点数を集計した後に平均点を算出しているため、数値に差異が生じことがあります。

## 10. 候補者の決定

指定管理者選定基準に基づき、100点満点の採点方式により選定。

各項目について評価を行ったところ、選定基準点（平均点 60 点）以上の評価を獲得したため指定管理者候補者として決定した。

# 議案参考資料

(令和7年第1回定例会12月会議)

担当課(室)係

生涯学習課 スポーツ振興係

## 1. 議案名

議案第142号 公の施設の指定管理者の指定について

## 2. 背景・経過

かつらぎ公園には複数のスポーツ施設が整備されており、管理運営に指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の経営感覚や企画力を活かした効率的かつ魅力的な施設運営が期待できます。

また、行政全体としての運営の効率化にもつながることから、指定管理者制度の導入は、限られた財源の中で町民サービスの向上を図るための有効な手段であり、令和8年4月1日から新たに指定管理者による施設管理を行えるよう指定管理者の指定を行うものです。

## 3. 趣旨・目的

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定にかかる議決を求めるものです。

## 4. 概要

### 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

かつらぎ公園に整備されているスポーツ施設

(1)かつらぎ公園体育センター、(2)かつらぎ公園グラウンド、(3)かつらぎ公園スポーツセンター町民プール、(4)かつらぎ公園テニスコート、(5)かつらぎ河川グラウンド第1コート、(6)かつらぎ河川グラウンド第2コート

### 2 指定管理者となる団体の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字佐野793番地

特定非営利活動法人憩楽クラブかつらぎ

### 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(令和7年第1回定例会 12月会議)

【議案第142号 参考資料】

1. 指定管理者候補者概要

団体	所在地 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字佐野793番地 名 称 特定非営利活動法人憩楽クラブかつらぎ
設立年月日	平成26年3月13日
団体の目的 及び事業	<p>この法人は、地域と密着した総合型スポーツクラブの活動を通して、地域住民の健康づくりやまちづくりの推進、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。</p> <p>また、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) スポーツ・文化教室の開催事業</li><li>(2) 各種研修会・イベント等の開催事業</li><li>(3) 広報啓発事業</li><li>(4) 学校との協力・連携及び支援活動等の指導者派遣事業</li><li>(5) スポーツの普及及び健康増進のため、スポーツ施設の管理・運営事業</li></ul>
役員	理事長1名、理事14名、監事2名

2. 施設の概要

(1) 対象となるスポーツ施設

かつらぎ公園に整備されているスポーツ施設

① かつらぎ公園体育センター

施設内容：体育館1棟

付帯施設設備：駐車場、花壇、植栽

② かつらぎ公園グラウンド

施設内容：グラウンド（陸上競技又はサッカー）

付帯施設設備：トイレ、東屋、芝生広場、夜間照明、植栽、駐車場

③ かつらぎ公園スポーツセンター町民プール

施設内容：25mプール1面、幼児用プール1面

付帯施設設備：管理棟、機械室、小プールトイレ、駐車場

④ かつらぎ公園テニスコート

施設内容：コート4面

付帯施設設備：夜間照明

⑤ かつらぎ河川グラウンド第1コート

⑥ かつらぎ河川グラウンド第2コート

施設内容：サッカーコート2面

付帯施設設備：河川広場、多目的広場

(2) 位置 かつらぎ町大字丁ノ町 2527 番地及び丁ノ町 2527 番地先

### 3. 公募・非公募・更新の別

非公募

(非公募理由)

かつらぎ公園スポーツ施設は、町民のスポーツ及びレクリエーション等の場として利用されることを目的に設置されている。施設利用者のうち、町内の団体と個人が全体の8割を超える圧倒的に多い。特定非営利活動法人憩楽クラブかつらぎは、平成29年度から、当該施設のうちの体育センターの管理業務を請け負っており、利用者からも概ね良好な評価を得ている。また、当該団体は、町内で唯一の総合型スポーツクラブであり、町内のスポーツ団体の活動内容やその団体が利用している施設等を把握している。そのため、利用の調整など総合的で効果的なサービスを提供することができると判断した。

### 4. 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 5. 指定管理者に行わせる業務

- (1) かつらぎ公園スポーツ施設の維持管理に関する業務
- (2) かつらぎ公園スポーツ施設の運営に関する業務
- (3) かつらぎ公園スポーツ施設の利用促進に関する業務
- (4) その他指定管理施設の運営に関して町長が必要と認める業務

### 6. 募集及び選定までの経緯

#### (1) 募集の経過

令和7年10月1日 仕様書の配付

令和7年10月31日 応募締切 申請書提出団体 1社

#### (2) 選定の経過

令和7年3月28日 政策推進会議（経営会議）

（公募・非公募・更新について）

令和7年9月22日 第1回かつらぎ町指定管理者選定委員会

（仕様書について）

令和7年11月6日 第2回かつらぎ町指定管理者選定委員会

（指定管理者候補者の選定について）

## 7. 選定方法

指定管理候補者の選定にあたっては、指定管理者選定委員会を開催し、申請者から提出された事業計画書、収支計画書、申請団体の状況を説明する資料等、申請団体のプレゼンテーション及びヒアリング等により審議し、申請団体についての意見並びに選定基準に基づく評価により選定した。

## 8. 選定委員会委員

氏名	役職等
岸上 光克	和歌山大学経済学部 教授
窪田 千世	特定社会保険労務士
新堀 正堯	かつらぎ町商工会 経営指導員
山本 圭位子	税理士・公認会計士
橋本 伸木	元海南市教育委員会教育次長
草田 恒弘	かつらぎ町教育委員会教育次長

## 9. 採点結果

指定管理者選定委員会 委員 6名

選定基準	配点	平均点
施設運営の平等利用を確保されているか	20点	14.6点
施設効果を最大限に発揮させられるか	30点	18.0点
施設の効率的な運用を図られているか	20点	12.6点
安定した施設管理とともに、目的達成に必要な物的及び人的能力を有しているか	30点	19.0点
合計	100点	64.3点

※項目ごとの平均点は、各項目単位で委員の採点結果を平均し、端数処理（切り捨て）を行っているのに対し、合計の平均点は、委員単位で全項目の点数を集計した後に平均点を算出しているため、数値に差異が生じることがあります。

## 10. 候補者の決定

指定管理者選定基準に基づき、100点満点の採点方式により選定。

各項目について評価を行ったところ、選定基準点（平均点60点）以上の評価を獲得したため指定管理候補者として決定した。

## かつらぎ公園に整備されているスポーツ施設 位置図



# 議案参考資料

担当課（室）係

（令和7年第1回定例会12月会議）

こども未来課 子育て支援係

## 1. 議案名

議案第143号 公の施設の指定管理者の指定について

## 2. 背景・経過

かつらぎ町立こども園（佐野・三谷）について、  
指定管理期間が令和8年3月31日に期間満了を迎えるため、令和8年4月1日以降  
の指定管理者を指定する必要があります。

## 3. 趣旨・目的

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定にかかる議決  
を求めるものです。

## 4. 概要

### 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

- (1) かつらぎ町立佐野こども園
- (2) かつらぎ町立三谷こども園

### 2 指定管理者となる団体の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字佐野827番地の1  
社会福祉法人 かつらぎ福祉会

### 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(令和7年第1回定例会12月会議)

【議案第143号 参考資料】

1. 指定管理者候補者概要

団体	所在地 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字佐野827番地の1 名 称 社会福祉法人 かつらぎ福祉会
設立年月日	昭和63年12月22日
団体の目的 及び事業	この法人は、保育サービスの充実と児童福祉の発展に寄与することを目的に、昭和63年に設立され、平成元年4月1日から妙寺保育所の管理運営を開始、又、平成6年4月1日から丁ノ町保育所の管理運営を開始しました。平成28年4月1日からは、かつらぎ町立こども園の指定管理者として、適正な施設の運営と事業の継続性や安定した施設の管理運営を行っており、地域に根差したこども園の運営を10年間行っています。
【業務内容】	<ul style="list-style-type: none"><li>・こども園の運営</li><li>・地域子育て支援センターの運営</li></ul>
【基本方針】	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 教育・保育の目標を的確に把握し、愛情と熱意をもつて一人ひとりを育てる教育・保育を提供します。</li><li>2. 集団生活を通じて規律ある生活態度や習慣を身に着け、自分で考え判断・表現・行動できる能力の育成をはかります。</li><li>3. 養護を基盤とした教育・保育を提供し、子どもと保護者が安全で安心できる園にします。</li><li>4. 全職員が責任を果たし、資質向上と専門性の向上に努めます。</li><li>5. 地域における子育て支援のために関係機関との連携をはかり、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。</li></ol>
役員	理事長1名 理事（業務執行理事）1名 理事8名 監事2名

## 2. 施設の概要

名 称 かつらぎ町立佐野こども園  
位 置 かつらぎ町大字佐野827番地の1  
敷地面積 8, 202 m<sup>2</sup>  
建物面積 2, 529 m<sup>2</sup> (延床面積: 2, 243 m<sup>2</sup>)  
構 造 鉄骨造平屋建  
内 容 保育室11、遊戯室1、乳児室1、調乳・沐浴室1、医務室1、子育て支援室1、相談室1、休憩室1、給湯室1、職員室1、事務室1、更衣室1、調理室1、調理員室1、倉庫1、トイレ5、フリールーム1、プール1、駐車場

名 称 かつらぎ町立三谷こども園  
位 置 かつらぎ町大字三谷1650番地  
敷地面積 8, 455 m<sup>2</sup>  
建物面積 1, 722 m<sup>2</sup> (延床面積: 2, 432 m<sup>2</sup>)  
構 造 鉄骨コンクリート造2階建  
内 容 保育室10、乳児室1、調乳・沐浴室1、医務室1、相談室1、休憩室1、職員室1、事務室1、更衣室1、倉庫3、調理室1、調理員室1、会議室1、トイレ5、プレイルーム1、ウッドデッキ1、フリールーム1、アリーナ1、プール1、駐車場

## 3. 公募・非公募・更新の別

非公募

(非公募理由)

昭和63年にかつらぎ福祉会を設立し、妙寺保育所を27年間、丁ノ町保育所を22年間、又、平成28年4月からは、かつらぎ町立こども園の指定管理を10年間行っている。以上のことから、事業の継続性や安定した施設の管理運営が見込まれ、地域に根差した運営を行っていることから、非公募で選定を行いました。

## 4. 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## 5. 指定管理者に行わせる業務

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律  
(以下、「認定こども園法」という。)第3条第2項第2号による保育の実施
- (2) 認定こども園法第3条第2項第3号による子育て支援事業の実施
- (3) こども園の施設及び付属設備の維持管理
- (4) その他上記に掲げる業務に付随する業務

## 6. 募集及び選定までの経緯(非公募)

### (1) 募集の経過

令和7年10月10日 仕様書の配布  
令和7年10月31日 応募締切 申請書提出団体 1社

### (2) 選定の経過

令和7年 3月28日 政策推進会議(経営会議)  
(公募・非公募・更新について)  
令和7年 9月22日 第1回かつらぎ町指定管理者選定委員会  
(仕様書について)  
令和7年11月 6日 第2回かつらぎ町指定管理者選定委員会  
(指定管理者候補者の選定について)

## 7. 選定方法

指定管理候補者の選定にあたっては、指定管理者選定委員会を開催し、申請者から提出された事業計画書、収支計画書、申請団体の状況を説明する資料等、申請団体のプレゼンテーション及びヒアリング等により審議し、申請団体についての意見並びに選定基準に基づく評価により選定した。

## 8. 選定委員会委員

氏名	役職等
岸上 光克	和歌山大学経済学部 教授
窪田 千世	特定社会保険労務士
新堀 正堯	かつらぎ町商工会 経営指導員
山本 圭位子	税理士・公認会計士
田中 資則	和歌山県教育庁学校教育局 学校経営アドバイザー
草田 恒弘	かつらぎ町教育委員会 教育次長

## 9. 採点結果

指定管理者選定委員会 委員 6 名

選定基準	配点	平均点
1. 施設運営の平等利用の確保及びサービスの向上が図られているか。	20 点	17.3 点
2. 事業計画書の内容が施設効果を最大限に發揮されるか。	40 点	34.9 点
3. 施設の効率的な運用を図られているか。	10 点	7.3 点
4. 安定した施設管理とともに、目的達成に必要な物的及び人的能力を有しているか。	30 点	23.0 点
合計	100 点	82.6 点

※項目ごとの平均点は、各項目単位で委員の採点結果を平均し、端数処理（切り捨て）を行っているのに対し、合計の平均点は、委員単位で全項目の点数を集計した後に平均点を算出しているため、数値に差異が生じことがあります。

## 10. 候補者の決定

指定管理者選定基準に基づき、100点満点の採点方式により選定。

各項目について評価を行ったところ、選定基準点（平均点 60 点）以上の評価を獲得したため指定管理候補者として決定した。